

平成 20 年 6 月 27 日 制定(国空機第 1234 号)

平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号)

令和 3 年 7 月 30 日一部改正 (国空機第 384 号)

令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (国空機第 1190 号)

サーチュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：耐空証明検査及び修理改造検査の申請者が備えるべき要件等について

1. 目的

本サーチュラーは、耐空証明検査、修理改造検査等のいわゆる法定検査の申請者が備えるべき要件、留意すべき事項等を述べ、もって、これらの検査の円滑な実施に資するとともに、その受検に当たっての責任の明確化を図るものである。

2. 修理改造検査の申請者

2-1 修理改造検査については、航空法の該当条項に申請者の要件(耐空証明のある航空機の使用者)が定められており、この要件を満たす者(以下「本来の申請者」という。)が申請しなければならない。ただし、次項に該当する場合、これらも適格な申請者であるものとみなす。

2-2 本来の申請者から委任を受けた者が申請者となる場合であって、本来の申請者からの委任が現に行われていることが申請に際して明示されている場合。

3. 申請者等が留意すべき事項

3-1 法定検査の申請者には、該当する法令、通達、サーチュラー等に規定された申請者の添付書類として提出すべき書類及び当局へ提示すべき書類の内容についての当局からの照会、検査の円滑な実施に必要な事項等に対して的確に対応し得ることが期待されている。

3-2 法定検査の受検に際する業務が、申請者からの第三者(受検代行者)へ委任される場合(例:航空機使用者が修理業者へ耐空証明検査の受検を委任する場合等)には、

次の各項について適切な措置が行われなければならない。

- 3-2-1 申請者は、受検代行者が第3-1項の対応を的確に行えるよう、あらかじめ受検代行者と受検に必要な諸事項について調整を図っておくこと。
- 3-2-2 受検に必要な業務を受検代行者へ委任していることを申請に際して明示すること。

4. その他

- 4-1 第2-2項及び第3-2-2項の明示は、申請書の備考欄にその旨を記載することにより行っててもよい。
- 4-2 本サーキュラーは、申請者が申請に係わる整備及び改造作業の一部のみを第三者へ委託し、その作業を管理する場合には適用しない。

附則

1. 本サーキュラーは、平成20年6月27日から適用する。
2. 本サーキュラーによりTCL-144-89を廃止する。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（令和3年7月30日）

1. 本サーキュラーは、令和4年6月18日から適用する。

附則（令和4年4月1日）

1. 本サーキュラーは、令和4年4月1日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については、下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部安全政策課 航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8737

FAX 03-5253-1661